

## 【登録に必要なもの】

- ご印鑑（認印で構いません）※インク浸透式は不可  
※ご登録時の印鑑が請求書に押していただく印となります。
- 身分証明書（住所・氏名・生年月日が確認できるもの）  
※障害者手帳等をお持ちの方はその手帳
- 預金通帳等口座番号の分かるもの

## 【精神障害者手帳でご登録される方へ】

精神障害者手帳には有効期限が定められており、交付申請時には有効期限内であるかを確認する必要がありますので、申請の際にはお手数料ですが、手帳をお持ちください。  
また、申請時に更新手続き中でお手元にまだ手帳が届いていない場合には、職員にその旨お伝えください。

## 【身体障害者手帳・愛の手帳でご登録される方へ】

身体障害者手帳・愛の手帳には等級について再認定・再判定される場合があります。交付申請時には手帳が有効であるか確認する必要がありますので、申請の際にはお手数料ですが、手帳をお持ちください。  
また、申請時に更新手続き中でお手元にまだ手帳が届いていない場合には、職員にその旨お伝えください。

## 【担当窓口】

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号  
八王子市役所 拠点整備部 都市整備課（市役所5階）  
TEL：042-620-7304  
FAX：042-627-5931

## 高尾駅構内通り抜け費用補助の概要

この事業は、高尾駅の構内通り抜けにあたり、65歳以上の方や障害のある方に対して、入場券または定期入場券の購入費用の一部を補助するものです。

## 【対象となる方】

- 以下のどちらかに該当する八王子市在住の方
- (1) 当該年度中に65歳以上になる方（翌年度の4月1日生まれを含む）  
[昭和30（1955）年4月1日以前にお生まれの方]
  - (2) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

## 【補助の内容】

補助対象：利用者が実際に購入した入場券、定期券の購入代金

コース選択：登録時にどちらかのコースを選択していただきます。

	大人（中学生以上）	こども（小学生）
入場券コース	月額最大 2,000 円	月額最大 1,000 円
定期券コース	月額一律 2,000 円	月額一律 1,000 円

- ※ 定期券は1ヶ月定期（大人 3,880 円）のみ発行されています。
- ※ 補助の開始は、登録日となります。  
登録日より前に購入された入場券・定期券については対象となりませんので、登録完了後にご購入いただきますようお願いいたします。
- ※ 上記（2）の手帳をお持ちの方のうち、「旅客運賃減額種別欄」に第1種の記載がある方が介助者と一緒に通行した場合は、介助者分（1回の入場に対して1名分に限り）に対しても、本人とは別に上記の表の範囲内で補助対象となります。

## 【領収書等の発行方法】

### 入場券コースの方

入場券を駅で購入する際に、『領収証ボタン』を押して、領収証を受け取ってください。



入場券を購入すると、画面が変わり、領収証のボタンが画面の左下に出てきます



### 定期券コースの方

高尾駅の窓口で、定期券を購入してください。申請の際には定期券自体を提出いただくため、領収証は補助を受けるためには必要ありません。

## 【登録から補助金振り込みまでの流れ】

市役所で登録手続き

市から認定通知書を送付  
(約1か月以内)

高尾駅構内を通り抜け

(入場券コースの方)

入場券を購入し  
領収証を受領

(定期券コースの方)

定期券を購入

市から申請書等を送付  
(申請月約半月前)

補助金の申請・請求(6か月分をまとめて申請)

申請月：4月(前年10月～3月利用分)及び10月(4月～9月利用分)

①領収書等

(入場券コースの方は領収書、定期券コースの方は使い終わった定期券)

②申請書(記入必要)

③請求書(記入・押印必要)

の3つを市役所に提出

※申請時期には、浅川事務所にも臨時受付窓口を設置します。(5日間)

※申請・請求時点で本補助金対象要件を満たしている必要があります。

申請内容を確認後、  
市から交付決定通知書を送付

ご登録口座へお振り込み